

「福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例」の一部改正について

1 条例（一部改正）の趣旨

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部改正（施行日：令和3年3月22日）に伴い、所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

子ども・子育て支援法に基づき施設等利用給付（無償化）の対象となる認可外保育施設の基準を定めている。

3 条例改正の主な内容

- ・第2条第1項に規定する小学校就学前子どもの数が6人以上である施設の保育に従事する者の数及び資格を改正し、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上19人以下の施設において常時2人以上配置しなくてもよいとされる時間帯について、趣旨を明確化するもの。

改正前：複数の満一歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）

改正後：複数の満一歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）

4 条例の施行日

公布の日から施行

5 新旧対照表

改正後	改正前
(小学校就学前子どもの数が六人以上である施設)	(小学校就学前子どもの数が六人以上である施設)

改正後	改正前
<p>第2条 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>一 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>イ 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である十一時間（開所時間が十一時間以内である場合にあっては、当該開所時間。以下同じ。）において、満一歳未満の小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どもおおむね三十人につき一人以上、かつ、施設一につき二人以上であること。また、主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人（保育されている小学校就学前子どもの数が一人である時間帯にあっては、一人）以上であること。ただし、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上十九人以下の施設における、複数の満一歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）については、一人以上とすればよいこと。</p> <p>□～二 （略）</p> <p>二～六 （略）</p>	<p>第2条 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>一 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>イ 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である十一時間（開所時間が十一時間以内である場合にあっては、当該開所時間。以下同じ。）において、満一歳未満の小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どもおおむね三十人につき一人以上、かつ、施設一につき二人以上であること。また、主たる開所時間である十一時間以外の時間帯については、常時二人（保育されている小学校就学前子どもの数が一人である時間帯にあっては、一人）以上であること。ただし、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上十九人以下の施設における、複数の満一歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）については、一人以上とすればよいこと。</p> <p>□～二 （略）</p> <p>二～六 （略）</p>